

●香川県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和2年7月17日から同年8月7日まで一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

香川県知事 浜田惠造

1 道路の種類 県道（一般）

2 路線名 衣掛郷東線（175号）

3 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
高松市鬼無町藤井323番2地先 (詳細な区間は、関係図面で示す。)	前	6.7~6.8	35	道路改修事業による道路拡幅
	後	7.7~8.1	35	